

市・県民税、所得税 申告相談のお知らせ

市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

◆申告時の注意

●生命保険料控除について

平成24年分から、一般の生命保険料と個人年金のほか介護医療保険料が加えられ、3種類の保険料が控除対象となりました。

保険料の控除証明書をご覧になり、介護医療保険料の金額の記載のある場合には忘れずにお持ちください。(もちろん一般の生命保険料と個人年金も必要ですので合わせてお持ちください。)

●年少扶養控除について

平成23年分から、年齢が16歳未満の方に対する扶養控除が廃止されましたが、市・県民税の非課税限度額を計算する際の扶養親族には含まれますので、漏れなく申告してください。

●確定申告書の様式が新しくなりました

右端に「平成25年分以降用」と書かれた申告書を使用してください。また、源泉徴収票や保険料控除関係証明書などの添付書類は、専用の添付書類台紙に貼ってください。

●国民健康保険に加入されている方

国民健康保険加入者とその世帯主は、収入の有無、多少に関わらず、前年中の所得の申告が必要です。申告をしないと、所得が不明とみなされ、保険税の本算定や軽減判定、高額療養費の自己負担限度額に影響する場合がありますので、忘れずに申告をお願いします。

収入(所得)が少ないため家族に扶養されている方、収入(所得)がゼロまたは少額で所得税、市・県民税ともにかからない方、遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの方でも、ゼロである、もしくは少額である旨の申告が必要です。

なお、所得税が生じない方については、確定申告期限(3月17日)後であっても市役所窓口で申告の受付ができます。明らかに収入(所得)がゼロの方であれば、確定申告期限後に窓口に来ていただいても結構です。

ただし、確定申告期限後の申告相談により計算

の結果所得税の納税が必要となった場合は、市役所窓口ではお受けできませんので佐渡税務署へ行っていただくことになります。また、延滞税の対象となる可能性がありますのでご注意願います。

●年金受給者の方へ

平成23年分から、公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要となりました。

しかし、市・県民税の場合は、公的年金の合計額が400万円以下であってもそれ以外の所得がある場合には市・県民税申告が必要です。

①年金以外の所得があるため 市・県民税申告が必要な場合

- 年金の他に5万円の小作料による不動産所得があった。
- 年金の他に14万円の農業所得と5万円の不動産所得があった。

上記のような場合、年金以外の所得が20万円以下のため確定申告は不要ですが、市・県民税申告は必要です。

②控除を受けるため市・県民税申告が必要な場合

- 生命保険料や地震保険料控除の証明書を持っている。
- 国民年金保険料を支払っている。
- 国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料が年金天引きでなく自分で支払いしている。
- 毎年医療費控除を受けていた。
- 寡婦(夫)控除を受けていた方。
- 年金の扶養親族等報告書で扶養を報告しておらず、確定申告等で扶養を取っていた方。

このような方は、申告がないと控除を受けられません。確定申告は不要でも市・県民税申告で控除を受けることによって、市・県民税が安くなる場合があります。